

令和4年

熊野町農業委員会

議事録

第5回

熊野町農業委員会

令和4年第5回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和4年6月20日(月)午前9時

2. 開催場所 役場3階 302・303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	庄賀 深雪
委員	2番	福垣内 信行
委員	3番	菅尾 寛治
委員	4番	井尻 隆雄
委員	5番	立花 宏保
委員	6番	木原 哲男
委員	7番	橋川 勝則
委員	8番	空田 忠
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	世良 正喜
委員	世良 次生
委員	稲垣 寿計
委員	佛圓 治徳

6. 議事録署名委員(2人)

委員	8番	空田 忠
委員	9番	原 恭博

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堀野 准
課長補佐	諏訪本 壮太
書記	竹内 浩喜

会議の概要

<p>議長</p>	<p>ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和4年第5回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。</p> <p>8番 空田委員、9番 原委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。</p> <p>事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議事日程 朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>日程第1、議案第20号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第20号から第26号の、熊野農業振興地域整備計画の一部変更について、町から農業委員会に対して意見照会がありました。</p> <p>まず、熊野農業振興地域整備計画についてご説明させていただきます。当該計画書は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地の確保と計画的な農業振興を図るため、町が策定した計画書でございます。</p> <p>計画書で指定した土地については、「農用地区域」とし、本町では現在、148.7haを農用地区域として指定しているところでございます。</p> <p>この農用地区域に指定された土地は、原則、農業の用途以外の目的に使用することが出来ず、農地以外に転用を行いたい場合は、本件のように法律の手続きに則り、農用地区域から除外する手続きが必要となります。</p> <p>本町では、6月末と12月末、年に2回受け付けをしたものについて、町としての審査、広島県との協議のほか、約1か月間の縦覧や異議申立期間を経て、特に問題がないと判断された場合は、農用地区域から除外することが出来るものとされております。</p> <p>除外後は、今後改めて農地転用の許可申請について、ご審議して頂くこととなります。説明については、この度行うので、次回許可申請時には、説明を省力させていただきます。</p> <p>今回の議案については、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第</p>

3条の2において、計画変更にあたっては、町長は、農業委員会の意見を聴くものと規定されており、農業委員会としては、申出のあった農用地に、代替えすべき土地が無いこと、農業上の効率的な利用に支障を及ぼす恐れが無いこと、農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れが無いこと、などといった要件を満たしているか、また、事務局と推進委員が現地確認を行った報告の内容を基に審議していただき、全7件の申出について、認めて頂いた場合には、町に「意見なし」として答申することとなります。その後、農振法第11条に則り、公告縦覧を行うこととなります。この意見照会については農業委員会と併せて、農協にも行っています。

また、広島県就農支援課に対しては、この度の熊野農業振興地域整備計画の一部変更について事前協議を済ませております。

それでは、議案第20号について説明をさせていただきます。

申出地は、呉地地区の〇〇〇〇〇から北西に位置する田3筆となります。申出地は現在耕作しておらず、農用地区域からの除外申出理由としましては、太陽光発電設備の設置となっております。申出地については、今後耕作を行っていく後継者もない中、太陽光発電としての利用推進の話があり、今後も耕作放棄地として残すよりは、太陽光事業者に売買して利活用を行ってもらえればと思い、この度農用地区域からの除外申出がされております。計画している転用面積は、1,418㎡、パネル枚数は160枚となっております。

申出者は、その他土地を所有していますが、申出地については、平坦で日光を遮る障害物もなく、民家も少ないため、転用することによって生じる影響がないと思われれます。代替地の検討については、市街化区域に土地を所有しておらず、山林を所有しておりますが、日当たりの関係から太陽光パネル設置については、難しいとのことで、代替えが可能な土地はないとのことです。その他、利用集積にも与える影響は無いと認められること、被害防除措置計画書によると、土地造成は行わないとされており、周囲への影響は及ぼさないとのことです。

また、土地改良事業は施工されておらず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと見込んでおります。

なお、本日この議案について認められた場合も、県との本協議や異議申

	<p>し立て期間等を設けることとなるため、本手続きをもってすなわち許可をすることにはなりません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>稲垣委員、お願いします。</p>
稲垣委員	<p>農業振興地域整備計画の変更について申出が出ておりました、現地を確認しまして、元々は田んぼであったことが伺え、〇〇〇〇〇の方から十分に水利についても整備がされているのですが、現状は草刈などをして農地としても利用できるけれども、作付けはされていないため、いわゆる休耕地であるわけで、一部畑としての利用はあったもののほとんどは手を付けていない状態でした。</p> <p>申出者である〇〇〇〇〇さんという方になるのですけれども、続けていくことは困難であるとのことで、この度、売買を行うために申出を行ったとのことです。</p> <p>他にも土地を所有しているので、代替地となる場所を検討されているみたいですが、日当たりや周辺に民家がないなどの条件が申出地には揃っており、これ以上の土地はなく最適であるとのことです。</p> <p>申出地は、1筆高圧線が通っておりますけれども、4.2mだったかな？たしか、地上から4.2m以内でしたら工作物を設置してもよいとのことだったと思うので、今回太陽光パネル設置については問題ないと思います。</p> <p>現地を見る限り周囲への影響も民家がないため与えないと思いますし、申出理由にもありましたように、荒廃したまま放置しておくよりは、何かに利活用できることを望むことは悪い考えではないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第20号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」、ご異議はありませんか。</p>

議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第1、議案第20号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は原案どおり認めることに決定しました。</p> <p>続いて、日程第2、議案第21号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第21号について説明をさせていただきます。</p> <p>申出地は、萩原地区、〇〇〇〇〇の南側に位置する田2筆でございます。申出地は萩原〇丁目〇〇〇〇〇については田植えがされていることを確認し、萩原〇丁目〇〇〇〇〇については、休耕状態であることを確認しました。農用地区域からの除外申出理由としましては、太陽光発電設備の設置となっております。現在は、〇〇〇〇〇の農地については近隣住民に貸し出して耕作をしているが、申出者は県外にお住まいのため、今後耕作及び保全管理していくことが困難なため、日当たりの良い申出地を太陽光発電業者に売りたいとのことで、この度農用地区域からの除外申出がされております。</p> <p>計画している転用面積は、1,525㎡、パネル枚数は156枚となっております。また、〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇の土地の境界には、高低差があるため、連ねての設置は行わないとのことです。</p> <p>申出者は、その他土地を所有していますが、山林や保安林がほとんどで、日当たり等も考慮し太陽光発電には適していないことなどから、代替えが可能な土地はないとのことです。利用集積にも与える影響は無いと認められること、被害防除措置計画書によると、土地造成は行わないとされており、周囲への影響は及ぼさないとのことです。</p> <p>また、土地改良事業は施工されておらず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと見込んでおります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p>

	<p>世良正喜委員、お願いします。</p>
世良正喜委員	<p>6月17日に事務局と現地を確認してきました。</p> <p>申出地は、事務局が説明されたように、現在1筆は田植えがされており、もう1筆は休耕中の土地でございました。近隣には、太陽光パネルが設置してある土地がございまして、事務局と現地確認を行った日も、日当たりは良いと感じました。申出書に添付してある被害防除措置計画書の排水計画では、自然流下とされていますが、現地確認した際も問題なく流れており、水の通りについては問題ないと思われます。</p> <p>代替地の検討については、申出地以外に所有している土地が面積狭小のため、代替えとなる土地は他にないようです。</p> <p>申出者は、県外に住まわれているとのことなので、耕作も管理も難しいと思われるので、売買で売り渡したいという考えにいたるのは、致し方ないことなのかもしれないです。</p> <p>書類等については、広島県とも協議済であるとのことなので問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第21号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第2、議案第21号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は原案どおり認めることに決定しました。</p> <p>続いて、日程第3、議案第22号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第22号について説明をさせていただきます。</p>

	<p>申出地は、萩原地区、〇〇〇〇〇の北側に位置する田9筆でございます。申出地9筆については、すべて耕作は行われていないことを確認いたしました。農用地区域からの除外申出理由としましては、太陽光発電設備の設置となっております。</p> <p>計画している転用面積は、3,002㎡、パネル枚数は336枚となっております。</p> <p>代替地の検討については、市街化区域に田を1筆所有しておりますが、この度の太陽光発電設備設置の際に、一定規模の面積を要することとなっております。市街化区域に所有している田は、面積が約150㎡で、面積狭小のため代替地としてはふさわしくないとのことです。その他山林等を所有していますが、日当たり等も考慮し太陽光発電には適していないことなどから、代替えが可能な土地はないとのことです。利用集積にも与える影響は無いと認められます。被害防除措置計画書によると、土地造成は行わないとされており、周囲への影響は及ぼさないとのことです。</p> <p>また、土地改良事業は施工されておらず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと見込んでおります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>世良正喜委員、お願いします。</p>
<p>世良正喜委員</p>	<p>6月17日に事務局と現地を確認してきました。</p> <p>申出地は、接道から少し低い位置にあり、全部で9筆あるとのことで、広大な面積であるように感じました。パネル枚数も一つ前の議案で説明させて頂いた案件と比べまして、約2倍の数量であり、今後設置するとなると、規模の大きいものが出来上がる気がします。周辺は、池や太陽光パネル設置個所の土地がございまして、住宅もなく、太陽光パネルによる反射の影響はないと思います。</p> <p>代替地の検討についても、市街化区域に田んぼを持たれているようですが、面積が狭小のため、適合しないとのことです。</p> <p>申出者も、農地を続けていくことが難しいとのことで、長年耕作放棄していたようなので別利用でも何かに使われることはいいのかもしれない</p>

	<p>です。</p> <p>以上です。</p>
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
原委員	太陽光やる業者は何か決まってる？
事務局	今回7件申出がありますが、全部同じ会社となっております。
原委員	議案でいうと日程第7まで全部同じということじゃね。
事務局	そうですね。
議長	<p>その他に質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第22号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第3、議案第22号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は原案どおり認めることに決定しました。</p> <p>続いて、日程第4、議案第23号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第23号について説明をさせていただきます。</p> <p>申出地は、新宮地区、〇〇〇〇〇に位置する田3筆、畑1筆、計4筆でございます。申出地については、全て作付けされておらず、休耕中であることを確認いたしました。この度の農用地区域からの除外申出理由としましては、太陽光発電設備の設置となっております。</p> <p>計画している転用面積は、1,115㎡、パネル枚数は156枚となっております。今回除外申出する土地の他に、農地でない〇〇〇〇〇の土地と併せて太陽光発電設備を設置するとのことです。</p> <p>代替地の検討については、近隣に農地を所有しているとのことですが、面積が狭小かつ、農地の所在が点在しているため、一定の面積を要する太陽光発電設備設置には適さないとのことです。その他市街化区域に一定面積のある土地を所有していないため代替えが可能な土地はないとのこと</p>

	<p>です。利用集積にも与える影響は無いと認められます。被害防除措置については、造成等を行わず、現状のまま利用することを検討されているため、変更後の土地利用に支障を及ぼさないものと認められます。</p> <p>また、土地改良事業は施工されておらず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと見込んでおります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>佛圓委員、お願いします。</p>
佛圓委員	<p>本件につきましては、6月15日に事務局の方と現地確認を行いました。場所は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇との境になります。県道からさらに東の山側に向かって約1km ぐらい上ったところに位置しており、ここも県道になっておりまして、山の麓までは道が整備してありまして、幅5mぐらいの広い道になっています。一番奥地が今回の申出地です。県道にも接しているのですが、アクセスとしては非常に好都合ですが、交通量はほとんどなく山奥な場所です。</p> <p>現状はきれいに整地されておりまして、たぶん昨年まで何か作付けしていたのだと思うのですが、今は小さい雑草が生えている程度で、よく手入れしているなという感じです。</p> <p>申出地に接する県道の西側には山がありまして、若干日当たりはよくないと思われるのですが、そこのところは業者も検討したうえでだと思いますので、何ら問題なく、途中でやめることもないでしょう。</p> <p>また、周囲にも住宅はありません。申出者の〇〇〇〇〇さんのお家が、太陽光パネル設置位置から30から40m ぐらい下ったところがありまして、その家がパネルから一番近い住宅になるので、周囲環境への影響はほとんどないと思われまます。</p> <p>その他問題になるようなこともないと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p>

	<p>議案第 2 3 号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 4、議案第 2 3 号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は原案どおり認めることに決定しました。</p> <p>続いて、日程第 5、議案第 2 4 号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 2 4 号について説明をさせていただきます。</p> <p>申出地は、新宮地区、〇〇〇〇〇から西側に位置する田 3 筆でございます。申出地は雑草等が繁茂している休耕中の土地であることを確認いたしました。農用地区域からの除外申出理由としましては、太陽光発電設備の設置となっております。申出者は、年齢を重ねるにつれ耕作を続けていくことが難しく、保全管理を続けていくことも難しいとのことで、太陽光発電事業者に売買で所有権移転を行いたいとのことです。</p> <p>計画している転用面積は、1,333㎡、パネル枚数は156枚となっております。</p> <p>代替地の検討については、市街化区域に土地を所有しておらず、申出地の近隣に農地を所有しているとのことです。この度近隣農地も除外申出をされており次の議案第 2 5 号でも審議を諮ります。その他は山林を所有し、太陽光発電設備設置に適さないため、代替えが可能な土地はないとのことです。利用集積にも与える影響は無いと認められます。被害防除措置については、造成等を行わず、現状のまま利用することを検討されているため、変更後の土地利用に支障を及ぼさないものと認められます。</p> <p>また、土地改良事業は施工されておらず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと見込んでおります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p>

	佛圓委員、お願いします。
佛圓委員	<p>本案件につきましても、6月15日に事務局と現地確認を行いました。場所は、先ほど説明がありましたように、〇〇〇〇〇の加工されている工場から、約70m西側に位置しております。</p> <p>申出地は、3筆となっておりますけど、3筆のうち、1筆のみ町道と思われる5m幅ほどの道に接しておりますが、その他2筆については、周囲の土地に接しておりますアクセスできないような状況です。</p> <p>現況は、雑草が茂っております、60cmほどのカヤに近いような草が生えておりました。</p> <p>カヤを刈るのにも大変な作業だと思われ、5m幅ほどの道路から作業車が進入できるということであれば、作業も何とかできると思います。</p> <p>申出によると、年齢により保全すらままならないということですが、全くその通りだと思います。したがって、今回のように太陽光パネルを設置するというようなことであれば、きちっとそこについては整備されるわけで、近隣農地への雑草による被害などもなくなって、かえって喜ばれるかもしれません。水路につきましても、コンクリートできちっと整備されており、問題なく水も流れていることを確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第24号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第5、議案第24号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は原案どおり認めることに決定しました。</p> <p>続いて、日程第6、議案第25号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第 2 5 号について説明をさせていただきます。</p> <p>先ほど議案第 2 4 号で審議を諮りましたが、議案第 2 5 号についても〇〇〇〇の申出であります。申出地については、議案第 2 4 号申出地から西に約 1 0 0 m 離れた場所に位置する田 3 筆でございます。申出地は休耕中の土地であることを確認いたしました。農用地区域からの除外申出理由としましては、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇については太陽光発電設備の設置となっており、〇〇〇〇〇については、太陽光発電設備のメンテナンススペース及び駐車場利用するためとしています。</p> <p>転用面積は、太陽光発電設備設置について 1, 1 4 4 m²、パネル枚数は 1 6 8 枚メンテナンススペース及び駐車場利用部分が 1 0 3 m²、計 1, 2 4 7 m²となっております。</p> <p>代替地の検討については、議案第 2 4 号でも述べたとおりです。利用集積にも与える影響は無いと認められます。被害防除措置については、造成等を行わず、現状のまま利用することを検討されているため、変更後の土地利用に支障を及ぼさないものと認められます。なお、メンテナンススペース及び駐車場利用部分についても、整地等を行わず、草刈程度のみで場所の確保を行っていくとのことでした。</p> <p>また、土地改良事業は施工されておらず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと見込んでおります。</p> <p>議案 2 5 号の説明につきましては、以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>佛圓委員、お願いします。</p>
佛圓委員	<p>6 月 1 5 日に現地確認を行いました。今回対象地については、道路と接しており、アクセスについては何ら問題ないと思います。先ほど事務局の説明でもありました、メンテナンススペース兼駐車場部分についてですが、5 m 幅ぐらいであれば車の出入りも問題ないと思います。現状はですね、ここも年配のせいか、後継者がおらんということなどもあると思いますが、周辺の土地も含めて雑草がかなり生い茂っている、そんな状況でした。ちょっと放置しておく、このような荒れ具合になるということで、他人事ではない、次は、我が身だなとつくづく思いました。その土地にパ</p>

	<p>ネルを置くとなれば、定期的にメンテナンスするでしょうから、きちっと整備されてむしろいいと思います。</p> <p>道も問題なく、水路も道路に並行して整備されたものがありましたので、問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第25号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6、議案第25号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は原案どおり認めることに決定しました。</p> <p>続いて、日程第7、議案第26号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第26号について説明をさせていただきます。</p> <p>申出地は、新宮地区、元の〇〇〇〇〇から南西に約30m離れた場所に位置する田2筆でございます。申出地は作付けされていませんが、雑草等はほとんど生えておらず、保全活動していることが伺えるような土地でございました。農用地区域からの除外申出理由としましては、太陽光発電設備の設置となっております。</p> <p>転用面積は、太陽光発電設備設置について1,186㎡、パネル枚数は168枚となっております。</p> <p>申出地から道路を挟んで反対の箇所には、令和4年4月の農業委員会でも5条許可申請について審議を諮りました土地があり、転用目的は今回と同じく太陽光発電設備の設置でありました。当初議案でも説明しましたとおり、申出地付近は日当たりが良く日を遮るものがほとんどないため、太陽光発電設備を設置することに適した場所とのことです。また、近隣一帯</p>

	<p>耕作が近年されていないことから、荒廃化が目立つ土地でもありました。</p> <p>代替地の検討については、近隣に農地を数筆所有しておりますが、面積が狭小であるため、太陽光発電設備設置には適していないとのことで、代替えが可能な土地はないとのことです。利用集積にも与える影響は無いと認められます。被害防除措置については、造成等を行わず、現状のまま利用することを検討されているため、変更後の土地利用に支障を及ぼさないものと認められます。</p> <p>また、土地改良事業は施工されておらず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと見込んでおります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>佛圓委員、お願いします。</p>
佛圓委員	<p>6月15日に現地を確認してきました。</p> <p>本案件につきましては、4月の農業委員会で転用の調査依頼があったときに、やはりそのときも太陽光パネルの設置だったと思います。そこは、今回申出地から道を挟んで反対側のところに位置しており、近くには〇〇〇〇〇〇を挟んで元の〇〇〇〇〇〇もあったと思います。アクセスについても何ら問題ないと思います。</p> <p>周囲の状況ですけれども、〇〇〇〇〇が流れており、高い堤防もあり、そこからの水利があるため、付近の田んぼへの影響も問題ないでしょう。</p> <p>現況は、きちっと整備されており、前回訪れたときもほとんど雑草が生えておらず、たぶん最近まで保全活動を続けていられたと思います。</p> <p>また、〇〇〇〇〇を挟んだ場所に、住宅が5棟6棟ほどありますが、川を挟んだ場所に位置するため、パネル設置による反射などの影響を与えることもないと思います。</p> <p>周囲に農地もないため、影響を及ぼすことはないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p>

	<p>議案第 2 6 号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 7、議案第 2 6 号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は原案どおり認めることに決定しました。</p> <p>続いて、日程第 8、議案第 2 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 2 7 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申出地は、新宮地区にある〇〇〇〇〇から南東側に約 3 0 0 m の場所に位置する、田 2 筆でございます。</p> <p>今回申出地は筆界未定地であり、筆界の確定は行わず農地利用としての売買が目的で、農地法第 3 条の規定による許可申請書の提出がありました。</p> <p>3 条許可申請の提出があった場合、形式的な要件を満たしていれば、申請を受け付け、農地としての利用範囲に争いが無く、許可基準を満たしている場合は許可することが可能となっております。</p> <p>なお、筆界未定地の場合、筆界未定地内の全所有者の書面同意を得る必要があります、この度申出者から筆界未定地内の所有者全員から同意を得た文書の提出があったため、この申請を受け付け、この度審議を諮るものでございます。</p> <p>譲り渡し人は、譲り受け人である息子に譲渡し、先祖代々の土地を管理、保全してもらうため譲り渡そうとされております。</p> <p>申請書によると、譲り受け人は、農機具の保有状況からは、耕作能力に問題はなく、農作業への常時従事日数についても、〇〇〇〇〇氏本人が年間 1 0 0 日、世帯員である妻が、6 0 日となっており、権利を取得する者またはその世帯員等の農作業に従事する「従事日数 1 5 0 日以上」の基準を満たしております。</p>

	<p>下限面積につきましても、合計5,000㎡超の農地の所有及び農地台帳の登載を確認しており、問題はありません。</p> <p>周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>佛圓委員、お願いします。</p>
佛圓委員	<p>6月15日に事務局と現地を確認してきました。</p> <p>場所は、新しく県道が新設される深原から新宮に抜けることができる道沿いで、その通りに〇〇〇〇〇と橋があるのですが、そこを渡ると〇〇〇〇〇〇がありまして、その隣接している場所です。</p> <p>また、現状は竹藪で、普段の調査では、ほとんど農地が荒廃しているような場所ばかりなものですから、初めての経験で多少驚きました。過去には、ここも田んぼや畑としての利用があったのでしょうか。</p> <p>昔は、農家にとって竹藪というものは大切であったみたいで、というのも、藁屋根の家屋がほとんどでしたから。特に新宮、初神という場所は、稲作など農家をやっているところがほとんどでしたから。その藁屋根を修理するために、竹藪が必要だったみたいです。</p> <p>今、若い世代の人は田舎に住んでいないものですから、竹藪なんかいらん人も多いのですが、今回は先祖代々からの土地を引き継ぐということで、これは熊野町にとってはむしろ喜ばしいことなのではと思います。何とか今回みたいに、親が作りよったものを子が引き継いで、次の世代、次の世代と引き継いでいけたらいいのではないかと思います。</p> <p>また、今回は筆界未定地ということで、筆界未定地内の所有者全員の承諾も得ているみたいで、若い世代に土地が動くということは良いことだと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p>

	議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 8、議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第 9、議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」及び日程第 10、議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、関連する内容となっておりますので、一括議題としたいと思います。ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議が無いようですので、日程第 9、議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」及び日程第 10、議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、一括議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 28 号及び議案第 29 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、出来庭地区にある〇〇〇〇〇の西側に位置する、田 2 筆でございます。現況は、2 筆ともに田植えがされていることを確認しました。</p> <p>譲り渡し人である〇〇〇〇〇氏は、出来庭〇丁目〇〇〇〇〇の土地を娘である〇〇〇〇〇氏に贈与、出来庭〇丁目〇〇〇〇〇の土地を息子である〇〇〇〇〇氏に贈与するとのことです。なお、出来庭〇丁目〇〇〇〇〇については、母にあたる〇〇〇〇〇氏も持ち分を所有しており、所有権移転後は、母、〇〇〇〇〇氏と、娘、〇〇〇〇〇氏の共有名義の土地になります。</p> <p>譲り渡し人は、将来的に農業経営を任せたいため、譲り渡したいとのことです。</p> <p>農地の下限面積については、権利を取得する者またはその世帯員等が耕作する農地の面積が 1,000 m²を超えていることが必要としています。今回の場合、両申請者は 2 親等以内の親族に該当するため、「世帯等」と扱</p>

	<p>い、1,000㎡以上の農地を所有していることとなるため、下限面積の問題はありません。農機具の保有状況については、〇〇〇〇氏が使用していた農機具を利用していくため問題ないとのことです。農作業への常時従事日数についても申請書によると問題はありません。</p> <p>周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>世良次生委員、お願いします。</p>
世良次生委員	<p>6月9日に事務局と現地を確認してきました。</p> <p>場所は、出来庭にある〇〇〇〇〇の隣接地です。付近には、最近宅地化された土地もありましたが、申請地を含む数筆は現在も田植えをされていることを確認しました。</p> <p>この度は、娘、息子にそれぞれ譲り渡すとのことで申請がされているようです。申請書によると、譲り受け人に将来的に農業を行ってほしいとのことで、農機具等も〇〇〇〇〇さんからもらい受けるそうなので、問題ないと思います。</p> <p>その他、申請書及び添付書類等にも問題ないとのことなので、許可相当であると思われます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、1件ずつお諮りします。</p> <p>議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第9、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p>

	<p>続いて、議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 10、議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第 11、報告第 8 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」及び日程第 12、報告第 9 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>熊野町農業委員会事務局規程第 7 条第 2 項に基づき、5 月の 1 か月間の間に専決処分した届出書の受理について、同規程第 8 条に基づき、報告します。</p> <p>報告第 8 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、議案 63・64 ページのとおり、2 件の届出がありました。</p> <p>報告第 9 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、議案 75・76 ページのとおり、呉地地区 1 件、出来庭地区 1 件、中溝地区 1 件、計 3 件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>引き続き、事務局から事務連絡をお願いします。</p>
事務局	(事務連絡)
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次回の農業委員会は 7 月 20 日（水）に開催予定です。</p> <p>議案については 7 月 13 日（水）以降に事務局から送付予定です。</p> <p>以上をもちまして、令和 4 年第 5 回熊野町農業委員会を閉会します。</p>